

休日・夜間納付 窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり休日及び夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日	
	休 日	夜 間
平成28年 8月	7(日)	2(火)・9(火)・16(火)・23(火)・30(火)
9月	4(日)	6(火)・13(火)・20(火)・27(火)
10月	2(日)	11(火)・25(火)
11月	6(日)	8(火)・22(火)
12月	4(日)・18(日)	6(火)・20(火)
平成29年 1月	8(日)	10(火)・24(火)
2月	5(日)	7(火)・21(火)
3月	5(日)・26(日)	7(火)・21(火)

場 所：行田市大字前谷1番地1
水道庁舎（西部配水場内）
TEL 553-0131

時 間：休日 午前8時30分から正午まで
夜間 午後7時まで

※10月から夜間窓口は月2回の開設となります。

納期限内のお支払を お願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。納入通知書に記載してある金融機関並びにコンビニエンスストアでお支払いいただけます。長期にわたり水道料金の納入がない場合には、やむを得ず給水を停止する場合がありますので、ご注意ください。

水道課では便利な口座振替のご利用をおすすめしています。水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って、みずほ銀行・三井住友銀行を除く取扱金融機関の他、全国のゆうちょ銀行・郵便局、中央労働金庫でお申し込みください。

売上金を寄付しました。

水道課では5月4日の「さきたま火祭り」及び7月10日の「蓮まつり」に出店し、ボトルウォーター「古代蓮の雫」を販売しました。

その売上金の全額を、日本赤十字社を通じて熊本地震災災害義援金として被災地に寄付しました。

熊本地震により被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

給水装置の適正な管理を

給水装置の修繕区分について

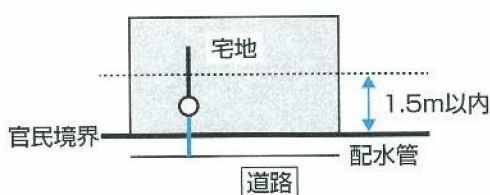


図1：メーターが民地内1.5m以内に設置してある場合

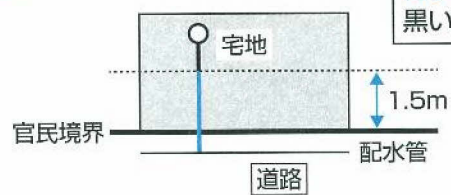


図2：メーターが民地内1.5m以降に設置してある場合

○：水道メーター
青い線：水道課にて費用負担
黒い線：お客様にて費用負担

- ①道路上の漏水は市の負担で修繕します。
 - ②民地内1.5m以内にメーターが設置してある場合は、メーターまでの漏水については市の負担ですが、メーターより先はお客さまの負担となります。(図1)
 - ③民地内1.5m以降にメーターが設置してある場合は、官民境界から1.5mまでの漏水については、市の負担となります。(図2)
 - ④市の負担区分であっても、修繕のため支障となる植栽などの移設やコンクリートなどの復旧に要する費用は、お客さまの負担となります。
 - ⑤市の負担区分の漏水は、水道課へご連絡ください。
 - ⑥お客さまの負担区分の漏水は、行田市指定給水装置工事業者に修繕依頼をしてください。
- ※ご不明な点は水道課へお問い合わせください。(TEL 553-0131)